

〈70歳未満の人〉

区分	所得要件（※1）	令和8年7月まで
		【月額上限】 〈多数回該当〉（※3）
ア	901万円超	252,600円 + （総医療費 – 842,000円） × 1% 〈140,100円〉
イ	600万円超 ～901万円以下	167,400円 + （総医療費 – 558,000円） × 1% 〈93,000円〉
ウ	210万円超 ～600万円以下	80,100円 + （総医療費 – 267,000円） × 1% 〈44,400円〉
エ	210万円以下	57,600円 〈44,400円〉
オ	住民税非課税（※2）	35,400円 〈24,600円〉



令和8年8月～令和9年7月	
【月額上限】 〈多数回該当〉（※3）	【年間上限】
270,300円 + （総医療費 – 901,000円 ） × 1% 〈 140,100円 〉	1,680,000円
179,100円 + （総医療費 – 597,000円 ） × 1% 〈 93,000円 〉	1,110,000円
85,800円 + （総医療費 – 286,000円 ） × 1% 〈 44,400円 〉	530,000円
61,500円 〈 44,400円 〉	530,000円（※4）
36,900円 〈 24,600円 〉	290,000円

※1 同一世帯の全ての国保被保険者の前年中（1～7月は前々年）の所得金額（基礎控除後）の合計額。

※2 世帯主と国保被保険者全員が市県民税非課税の世帯。

※3 1世帯で直近12か月間に、4回以上の支給を受けた場合の4回目以降の限度額。

※4 所得金額（基礎控除後）の合計額が86万円未満であることが確認できた場合は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。